

【利用料金について】

利用料金及び居宅介護支援費

|            |                |           |         |
|------------|----------------|-----------|---------|
| 居宅介護支援費(Ⅰ) | 介護支援専門員 1人あたりの | 要介護 1・2   | 1086 単位 |
|            | 担当件数が 1～45 件   | 要介護 3・4・5 | 1411 単位 |

※居宅介護支援費は単位数に地域区分別単価（10.42 円）を乗じた額となります。

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

|                    |   |                                 |
|--------------------|---|---------------------------------|
| 特定事業所集中減算          | 正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等<br>(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着<br>型通所介護・指定福祉用具貸与)   | 1月につき 200 単位減算                  |
| 高齢者虐待防止措置<br>未実施減算 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知できていない。</li> <li>・虐待の防止のための指針が整備されていない</li> <li>・従業者に対し虐待防止のための研修を定期的<br/>に実施されていない。</li> <li>・上記措置を適切に実施するための担当者が置か<br/>れていない</li> </ul> | 所定単位数の 100 分の 1 に相<br>当する単位数を減算 |

【加算料金】・・・各々について要件を満たした場合に算定されます。

特定事業所加算

| 算定要件 |  | 加算Ⅰ<br>(519 単位) | 加算Ⅱ<br>(421 単位) | 加算Ⅲ<br>(323 単位) | 加算 A<br>(114 単<br>位) |
|------|--|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| ①    | 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること<br>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務し、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない    | /               | ○               | ○               | ○                    |
| ②    | 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること<br>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない | 3 名以上           | 3 名以上           | 2 名以上           | 常勤非常勤<br>各 1 名以上     |
| ③    | 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等目的とした会議を定期的に開催すること  | ○               |                 |                 |                      |
| ④    | 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること (○*：連携でも可)  | ○               |                 |                 | ○*                   |
| ⑤    | 算定日が属する月の利用者の総数のうち要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 である者の占める割合が 100 分の 40 以上であること  | ○               | /               |                 |                      |
| ⑥    | 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること (○*：連携でも可)   | ○               |                 |                 | ○*                   |
| ⑦    | 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅支援を提供していること   | ○               |                 |                 |                      |
| ⑧    | 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること  | ○               |                 |                 |                      |
| ⑨    | 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと  | ○               |                 |                 |                      |
| ⑩    | 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 名に当たり 45 名未満(居宅支援費(Ⅱ)を算定している場合は 50 名未満)であること                          | ○               |                 |                 |                      |
| ⑪    | 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用) (○*：連携でも可)                        | ○               |                 |                 | ○*                   |
| ⑫    | 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること (○*：連携でも可)   | ○               |                 |                 | ○*                   |
| ⑬    | 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画作成していること   | ○               |                 |                 |                      |

特定事業所医療介護連携加算 【旧特定事業所加算Ⅳと同じ】 (125 単位)

| 算定要件 |  |
|------|--|
| ①    | 前々年度の3月から前年度の2月までの間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること   |
| ②    | 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること<br>※令和7年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとし、同年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15以上であることとする。 |
| ③    | 特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを算定していること   |

その他の加算について

|                     |  |        |
|---------------------|--|--------|
| 初回加算                | 新規として取り扱われる計画を作成した場合   | 300 単位 |
| 入院時情報連携加算(Ⅰ)        | 病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。<br>※入院日以前の情報提供を含む。<br>※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。   | 250 単位 |
| 入院時情報連携加算(Ⅱ)        | 病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。<br>※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。  | 200 単位 |
| イ) 退院・退所加算(Ⅰ)イ      | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること   | 450 単位 |
| ロ) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ      | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること  | 600 単位 |
| ハ) 退院・退所加算(Ⅱ)イ      | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること   | 600 単位 |
| ニ) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ      | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること  | 750 単位 |
| ホ) 退院・退所加算(Ⅲ)       | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること  | 900 単位 |
| ターミナル<br>ケアマネジメント加算 | 在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合                          | 400 単位 |
| 緊急時等<br>居宅カンファレンス加算 | 病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合   | 200 単位 |
| 通院時情報連携加算           | 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。 | 50 単位  |